

笠利小学校いじめ防止基本方針

【 学校教育目標 】

夢をもち 心身ともにたくましい 感性豊かな笠利の子の育成

家庭・地域との連携

- ・校区子供育成会
- ・主任児童委員
- ・スクールガード
- ・地域評議員

【生徒指導・いじめ対策委員会】

<目的>

いじめ、不登校対策及び心の教育を一体的かつ実効的に行うために、管理職、生徒指導主任及び関係職員で企画・調整を行う。

<組織構成>

(管理職、生徒指導主任、養護教諭、関係職員、その他必要に応じた関係者及び外部専門家)

関係機関等との連携

- ・大島教育事務所
- ・奄美市教育委員会
- ・県総合教育センター
- ・笠利駐在所
- ・学校医
- ・民生委員

○ 心のふれあいを重視した心に届く指導を充実し、いじめの未然防止に努める

- ・無記名いじめアンケートの実施
- ・学校楽しいとの活用
- ・奄美つすこやかプログラムによる構成的グループエンカウンターの実施
- ・「いじめ問題を考える週間」の実施

【いじめの防止】

- (教) ・体験学習を取り入れる等、道徳教育の充実を図る。
- ・情報モラルの指導の充実を図る。
- (児) ・進んで奉仕体験活動（ボランティア）に取り組む
- (保) ・地域行事等の体験を通し、集団の一員としての自覚を育む。

【いじめの早期発見】

- (教) ・子供の行動観察と声かけを適宜行う。
- ・個人面談やアンケートの実施による情報収集を行う。
- ・相談窓口の周知を図る。
- (児) ・困った時はすぐに先生や親、友だちに相談する
- (保) ・子供の持ち物、服装の汚れや乱れに気を配る。
- ・子供との会話をできるだけ多くする。(団欒の時間の確保)

【いじめに対する措置】

- (教) ・いじめは絶対に許さないという毅然とした態度で臨み、事実関係を確認し、いじめをやめさせる。
- ・いじめの理由や背景を探り、根本的解決を図る。
- ・聞き取りを重視し、心身の被害を的確に把握し、迅速な初期対応を図る。
- ・傍観者もいじめたことと同じであるということを指導する。
- (児) ・自分の気持ちを正直に他者に伝える。(いじめられた側)
- ・いじめられた子の立場に立ち自らを振り返る。(いじめた側)
- (保) ・我が子を守り抜くという姿勢を子どもに見せる。(いじめられた側)
- ・被害児・保護者への適切な対応を行う。(いじめた側)

○いじめの兆候を見逃さず、迅速かつ組織的に対応する体制を整える。

- ・年2回の生徒指導事例研修会の開催。
- ・職員連絡会での情報交換
- ・学校ネットパトロール事業検索結果の活用
- ・SCへの相談体制の確立
- ・啓発資料の活用

【年間計画】

月	計画及び評価	実態把握等	各教科・道徳・特別活動等	児童会活動	情報モラル関連	教育相談	職員研修
4	年間及び1学期の活動計画の検討 取組評価アンケートの作成		「いじめ問題を考える週間」の実施		各教科における指導計画の確認	家庭訪問	学校基本方針の確認
5	実態に基づいた対応策の検討	ともだちアンケート					事例研修会
6		「学校楽しいと」の活用					
7	取組評価アンケートの実施						
8	取組評価アンケート集計、取組の検証 2学期の活動計画の検討					教育相談	
9	実態に基づいた対応策の検討	ともだちアンケート	「いじめ問題を考える週間」の実施				
10		「学校楽しいと」の活用					
11						教育相談	
12	取組評価アンケートの実施、集計、 取組の検証		人権週間	人権スローガン作成			
1		ともだちアンケート	「いじめ問題を考える週間」の実施				
2	取組評価アンケートの実施、集計、	「学校楽しいと」の活用					事例研修会
3	取組の検証・次年度活動計画案作成						

※ 毎週水曜日に、気になる児童についての情報交換・情報共有を行う。